

3. 介護休業と介護休暇との違い

介護休業

概要 要介護状態にある家族を介護するために、**長期間の休業**を取得できる制度。

主なポイント

- ・ **対象者**: 要介護状態の家族(配偶者、父母、子、祖父母など)
- ・ **取得可能期間**: 対象家族 1 人につき、**通算 93 日まで**(分割取得も可能)
- ・ **取得単位**: 日単位で取得
- ・ **給与**: 原則無給だが、**雇用保険の介護休業給付金**を受け取れる場合あり
- ・ **目的**: 介護のための体制整備や施設入所の手続きなど、**中長期的な介護準備**

介護休暇

概要 要介護状態の家族のために、**短期間の休暇**を取得できる制度。

主なポイント

- ・ **対象者**: 介護休業と同じく、要介護状態の家族
- ・ **取得可能期間**: 年 5 日まで(対象家族が 2 人以上なら 10 日まで)
- ・ **取得単位**: 半日単位または 1 日単位で取得可能
- ・ **給与**: 会社の就業規則による(有給・無給は企業によって異なる)
- ・ **目的**: 通院の付き添いや一時的な世話など、**短期的な介護対応**

違いのまとめ表

項目	介護休業	介護休暇
①目的	中長期的な介護準備	短期的な介護対応
②取得可能期間	家族 1 人につき 通算 93 日 93 日を最大3分割して休業することも可能	家族 1 人につき年 5 日(家族 2 人以上で 10 日)
③取得単位	日単位	半日または 1 日単位
④給与	原則無給	就業規則による
⑤給付金の有無	あり(介護休業給付金は、休業前の賃金の 67%を支給)	なし
⑥介護休業の対象家族	配偶者・父母(養父母を含む)・子(養子を含む)配偶者の父母・祖父母・孫・兄弟姉妹	配偶者・父母(養父母を含む)・子(養子を含む)配偶者の父母・祖父母・孫・兄弟姉妹
⑦申請方法	開始日の 2 週間前までに事業主に申出	事業主に申出(各企業による)